

2022年4月

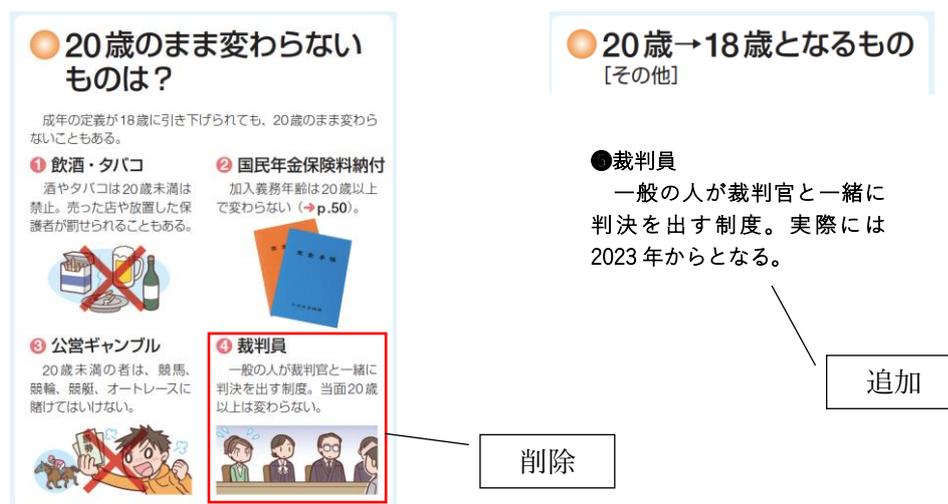
『ニュービジュアル家庭科 2022』『ニューライブラリー家庭科 2022』
巻頭資料(折込)「18歳成年で何が変わった?変わらない?」に関するご案内

実教出版株式会社
第一編修部

巻頭資料「18歳成年で何が変わった?変わらない?」において、●20歳のまま変わらないものは?で④裁判員をとりあげ、「当面20歳以上は変わらない」と記しておりますが、下記の法改正の経緯により、「18歳以上」と変更になります。

- ・ 2015年の改正公職選挙法では、裁判員の年齢は付則で20歳以上に据え置かれました。
- ・ 2021年5月成立の「少年法の一部を改正する法律」により、公職選挙法の上記の付則が削除され、2022年4月より裁判員の年齢も18歳に引き下げられました。ただし、候補者名簿が作成され通知されるのが11月ごろとされているため、実際に裁判員となる可能性があるのは2023年1月1日以降となります。

法律の改正に『ニュービジュアル家庭科』『ニューライブラリー家庭科』の記述が対応できておらず、大変ご迷惑をおかけいたします。2023年度版では下記の修正をする予定です。今年度版につきましては、ご指導に際しましてご留意くださいますようお願い申し上げます。



ご指導上ご不便をおかけして誠に恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。